

宅建業法 事務所 宅建 R04-26-3 《#882》

【問】 正誤を付けよ。

宅地建物取引業者は、主たる事務所については、免許証、標識及び国土交通大臣が定めた報酬の額を掲げ、従業者名簿及び帳簿を備え付ける義務を負う。

×  
事務所

【答え】 誤り

★ 《ポイント》 事務所【宅建★入門】

事務所ごとに設置しなければならないもの

1. 標識	・免許証ではない
2. 報酬額	
3. 帳簿	・閉鎖後 5 年間保存 ※新築住宅の売主 ⇒ 閉鎖後 10 年間保存 ・閲覧義務なし
4. 従業者名簿	・最終の記載をした日 ⇒ 10 年間保存 ・宅建士であるか否かの別を記載 ・閲覧義務あり
5. 成年者である専任の宅建士	・5 名に 1 名以上の割合 ※不足 ⇒ 2 週間以内に必要な措置

※1~5、すべて罰則あり